

(1) 労働者側

A. 五月五日争議團本部ヲ荏原郡品川町北品川本宿四九五木
事申極均方ニ設置セリ

B. 今日ヨリ京浜合同労働組合(労働党系單獨組合)ノ應援ヲ受
ケ居レリ

C. 七日夜別記(一)ノ如クビラヲ工場附近ニ貼付シタリ

(2) 事業主側

争議不参加者ニシテ作業ヲ繼續シ居リ高業界不振ノ際ナ
ルヲ以テ工場閉鎖ヲ為スモ要求ニハ應レラレストテ雇硬
ノ態度ヲ持シ居レリ

(3) 交渉状況

A. 五月四日事業主代理飯島徳太郎ハ争議團本部ヲ訪ヒ賃金
ノ常備制ハ容認スルモ其ノ査定ハ左ノ通りナリトテ

封止工 千箇 一月五十銭

バルブ工 全 七十銭

ステーム工 全 五十銭

ノ案ヲ示シタルモ職工側ハ之ヲ容認セズシテ會見ヲ了レリ

B. 五月五日職工十四名ハ工場ヲ訪ヒ代表者島山留五郎外ニ
名工場主ト會見交渉シタルモ双方共態度強硬ニテ結局會
見ヲ打切りタリ

C. 七日争議團員ハ労働党員諸侯留吉外ニ名ノ應援ヲ得テ工
場主ヲ訪ヒ別記(二)ノ如ク要求書ヲ提出交渉シ事業主ハ一
五六七項ヲ容認シタルモ結局次回ニ交渉ヲ為ス事トシテ
會見ヲ了レリ

右及申(通)報候也